

## 第1章 総則

### 第1条 規約の適用

株式会社北陸システムセンター（以下、「当社」といいます）は、「そのまんま予約サービス利用規約」（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定め、これにより、「そのまんま予約サービス」（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条 用語の定義

- (1) 当社 株式会社北陸システムセンター
- (2) 契約者 本規約に基づくそのまんま予約サービス利用契約を当社と締結し、当社が提供する本サービスを利用する者
- (3) 本サービス そのまんま予約サービス。インターネットを通じてアプリケーションソフトウェア及びデータベースの提供を行なう当社の事業
- (4) 無料モニター 利用申込み手続きの後に当社が提供する、サービス利用料金の伴わない本サービス
- (5) 利用料金 契約者が当社に対して支払う、本サービスの利用料金

### 第3条 規約の変更

- (1) 当社は契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。
- (2) 当社が本規約を変更した場合、本サービスの提供は変更後の規約に基づきます。
- (3) 当社が本規約を変更する場合、当社が適切と判断する方法により、契約者に対し、変更内容と変更日を事前に通知します。
- (4) 変更後の規約は当社ホームページ <http://www.h-s-c.or.jp/> に掲載された時点から効力を生じるものとします。

## 第2章 契約の締結等

### 第4条 本サービスの利用契約申込み

本サービス利用契約の申込みは、当社ホームページ内の当社が別途定めた申込み用紙を印刷し、契約者が必要事項を記入の上、当社に届け出ることにより行なうものとします。

### 第5条 規約の承諾

本サービスの申込者は、本規約の内容を承知した上で申込みを行なうものとし、申込者が申込みを行なった時点で、当社は申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第6条 本サービス利用契約の成立

当社は、申込者に対して、登録完了の通知を行った時点で本規約が成立したものとみなします。

### 第7条 利用申込みの拒絶

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当するような場合、利用申込みを承諾しない、あるいは承諾後であっても承諾を取り消すことができるものとします。
  - (a) 申込み内容に虚偽がある場合

- (b) 申込者が歯科医院又は開業準備中の歯科医師以外の場合
- (c) 申込者が利用料金等の支払いを怠るおそれがあると、当社が判断する場合
- (d) 申込者が、当社の営業上の競合関係にあると当社が判断する場合
- (e) 本サービスの提供が当社の業務遂行上又は技術的に困難である場合
- (f) その他、当社が、本契約の締結を適当でないと判断する場合

(2) 前項の規定により、当社が本契約を承諾しない場合は、当社は申込者に対して、その旨通知します。

#### 第8条 契約の継続

契約者が、サービス停止の申し入を当社に行わない限り、本サービス利用契約は、自動的に延長するものとします。

#### 第9条 権利譲渡の禁止

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第10条 契約者の届出事項の変更

契約者は、その名称、住所など申込用紙に記入した事項に変更があった場合は、速やかにその変更内容を当社に通知するものとします。

### 第3章 契約の解除

#### 第11条 契約者が行なうサービス利用契約の解除

- (1) 契約者が、本サービス利用契約を解除しようとするときは、当社に届け出ることにより行なうものとします。
- (2) 本契約後においても、契約期間中に発生した契約者の一切の債務は、その履行が終了するまで消滅しません。

#### 第12条 当社が行なうサービス利用契約の解除

- (1) 当社は、以下のいずれかの事由があるときには、当社の意思表示によりサービス利用契約を解除することができるものとします。
  - (a) 契約者が、本契約上の債務を履行しなかったとき、又は本規約に違反したとき
  - (b) 契約者が、本サービスを利用することによって、第三者の本サービス利用に支障を与える、あるいはそのおそれがあったとき
  - (c) 契約者が、第35条（契約者の禁止事項）に該当する行為を行ったとき
  - (d) その他、当社が不適切と判断する行為が、契約者にあったとき
- (2) 前項の規定により、利用契約を解除するときは、当社は契約者に対し、その旨を通知します。この場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちに当社に対して契約期間中に発生した一切の債務の全額を履行するものとします。
- (3) 当社は、契約者が本契約を終了する場合、契約者の情報のすべてを、当社が適切と判断する方法で削除します。
- (4) 当社は、契約が終了する際、契約者の情報の一部又は全てを契約者に返還しません。

### 第4章 サービスの提供

#### 第13条 サービスの提供

- (1) 当社は、当社サーバにより本サービスを提供します。契約者は、別途当社が指定する方法により、

インターネットを經由し当社サーバにアクセスすることにより、本サービスの提供を受けることができます。

- (2) 当社は年間を通じ、本サービスを24時間提供します。ただし、第19条のいずれかに該当する場合を除きます。
- (3) 契約者は、ログインID及びログインパスワードを用いることにより、本サービスの提供を受けることができます。

#### 第14条 著作権

本サービスに関する特許権、著作権、商標権、その他の知的財産権は、本規約の成立、又は本サービスのログインID又はログインパスワードの取得によって、これら権利が契約者へ何等移動するものではありません。

#### 第15条 設備等の準備

- (1) 契約者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、そのまんま予約システムを利用するものとします。
- (2) 契約者は、本サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は、通信事業者もしくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。

#### 第16条 サービス

本サービスにおいて提供される内容は、当社ホームページにて告知いたします。

#### 第17条 無料モニター

- (1) 本サービスの契約者は、別途定める無料モニター期間中、利用料金を支払うことなく無料で本サービスの提供を受けるものとします。
- (2) 無料モニター期間は、当社ホームページ <http://www.h-s-c.or.jp/>において、当社が定めた期間となります。
- (3) 利用料金は、無料モニター期間における契約者の課金の承諾により、無料モニターを経過すると自動的に発生します。
- (4) 当社は、契約者の無料モニター期間後の本サービスの継続利用について、契約者の意思確認を行います。
- (5) 契約者は、無料モニター期間後の本サービスの継続利用を希望しない場合、無料モニター期間内に利用停止の旨を当社に連絡するものとします。この場合、契約者は利用料金、違約料を支払う義務は一切生じません。

#### 第18条 サービスの提供区域

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

#### 第19条 サービス提供の停止

当社は、以下のいずれかの事由があるときには、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (a) 本サービスの保守を定期的又は緊急に行なう場合
- (b) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。

- (c) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

#### 第20条 非常事態時のサービス提供の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により通信需要が著しく集中することで、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために、緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または停止する措置を取ることがあります。

#### 第21条 サービスの廃止

- (1) 当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。
- (2) 当社が本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに、当社が適当と判断する方法でその旨通知します。

#### 第22条 再委託

- (1) 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して業務の全て又は一部を当社の判断で第三者に再委託することができます。
- (2) この場合、当社は、当該再委託先（以下、再委託先といいます）に対し、当該再委託業務遂行にあたり、当社の義務と同様の義務を負わせるものとします。

#### 第23条 情報の維持管理

- (1) 当社は、本サービスの提供にあたり契約者が当社サーバに蓄積した情報（以下、「蓄積情報」といいます）について、6ヶ月間保持します。この期間を超えた蓄積情報は、当社の判断で適切に削除します。

当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者への事前通知又は契約者の承諾を得ることなく、蓄積情報の全部、又は一部の変更、移動等を行なうことができます。

- (a) 第35条（契約者の禁止事項）各号のいずれかに該当するとき
- (b) 当社のサーバにおいて、コンピューターウィルスを検出したとき
- (c) 当社の運営上必要なとき

## 第5章 料金等

#### 第24条 サービス利用料金

- (1) 当社ホームページ <http://www.h-s-c.or.jp/>において当社が通知する金額を適用する。
- (2) 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービス利用料金、及びその支払方法を変更することができるものとします。
- (3) 当社は、本サービス利用料金、及びその支払方法を変更する場合、当社が適当と判断する手段で、事前に契約者に対し、その旨通知します。
- (4) 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が定める本サービス利用料金を当社に支払うものとします。
- (5) 本サービス利用料金の支払義務は、無料モニター期間終了日の翌日から発生します。

#### 第25条 サービス料金の計算方法

- (1) 本サービス利用料金は、暦に従い、月額利用料金として計算します。
- (2) 本サービス利用開始月については、月額利用料金を日割り計算します。
- (3) 本サービス利用停止月については、月額利用料金を日割り計算します。

#### 第26条 料金の支払方法

- (1) 契約者は、月額の本サービス利用料金を、当社が指定する口座に毎月送金するものとします。なお、支払条件は、20日締め翌月10日支払といたします。ただし、当社と契約者との間で別段の取り決めを行った場合は、その支払方法に従います。
- (2) 契約者は、本サービス利用料金の支払の際に、消費税をあわせて支払うものとします。

#### 第27条 端数処理

当社は、本サービス料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

#### 第28条 割増料金

契約者は、本サービス利用料金の支払いを不法に免れた場合、その免れたサービス利用料金の他、その料金の二倍の金額を割増料金として当社に支払うものとします。

#### 第29条 延滞損害金

契約者は、本サービス利用料金の支払いを遅延した場合、遅延期間につき、年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第30条 割増金・延滞損害金の支払方法

第28条（割増料金）及び第29条（延滞損害金）の支払方法は、当社が別途指定するものとします。

### 第6章 契約者の義務等

#### 第31条 契約者の自己責任

- (1) 契約者は、本サービスを通じて発信又は蓄積される情報について、一切の責任を負うものとし、当社に一切迷惑又は損害を与えないものとします。
- (2) 本サービスの利用に関して、契約者が他の契約者もしくは第三者に損害を与えた場合、又は他の契約者もしくは第三者との紛議を生じた場合、契約者は、これを自己の責任で解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。

#### 第32条 通知の確認義務

契約者は、当社から送信される電子メールや、本サービスで通知される内容について確認する義務があります。

#### 第33条 バックアップ

当社は、データベースのバックアップを、基本的に毎日午前9時頃に行うものとします。但し、第19条あるいは第20条に基づき、本サービスを停止もしくは制限している場合は、この限りではありません。

#### 第34条 ログインID及びログインパスワードの管理



切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。

#### 第37条 保証の限定

法律上の許容される最大限において、又、法律上の請求原因の種類を問わず、当社は、本サービスを何等保証もない現状有姿のまま、瑕疵を問わない条件で提供します。そのため、本サービスの内容に関して、又は、本サービスの提供もしくは提供不能に関して、本規約に規定されていない保証（応答の的確性、商品性、特定の目的に対する適合性、使用結果、職人的努力、ウィルスの不存在及び過失の不存在についての黙視の保証、義務又は条件を含むがこれらに限定されない）を、明示、黙示、又は法律上のものであるとを問わず一切行なわないものとします。

#### 第38条 免責

当社が契約者に対して負う責任は、「第7章保証、損害賠償」に規定するものがすべてであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず、これを超える責任を負わないものとします。

### 第8章 雑則

#### 第39条 準拠法

本サービス利用規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠します。

#### 第40条 協議

本規約に定めのない細目については、必要に応じて、契約者と当社との協議によって定めます。

#### 第41条 管轄裁判所

本サービスに関する紛争が生じた場合、紛争の当事者間で誠意を持って協議し解決します。ただし、協議により紛争の解決を図ることができない場合は、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### < 附則 >

本規約は、平成 20年 5月 8日から実施します。

#### < 来歴 >

平成 20年 5月 8日 初版発行

株式会社 北陸システムセンター  
〒920-0018 石川県金沢市三口町火3 0 2